

## 平成25年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成26年3月19日(水)午前10時00分から

2 開催場所 宇都宮市役所 本庁舎14C会議室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議するものであります。

是非、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は、電子計算組織の結合に係る1件の諮問案件について御審議いただくほか、個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告をさせていただきます。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は、会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

本日は、1件の諮問案件について審議いたします。

まず、実施機関から説明していただき、その後、諮問内容について審議したいと思います。

それでは、平成25年度諮問第3号「公金収納データ統合処理システムの導入」について、実施機関から説明していただきたいと思います。

それでは、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関(出納室)による諮問内容説明]

会 長            ありがとうございました。

それでは、質疑に入りますので、実施機関から説明していただいた内容について、委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

E 委員            5点質問します。

1点目は、資料1の「1 目的」にある「公金収納データ統合処理システム」についてですが、市営住宅使用料や介護保険料、保育料などいろいろな料金がありますが、税以外のものを含め、公金収納は全てこのシステムで行うということによろしいのでしょうか。

2点目は、別紙2の図の右側に「各システム」と記載されており、資料1においては「税オンラインシステム等」と記載されておりますが、ほかにどのようなシステムがあるのでしょうか。

3点目は、別紙1の右側に「公金収納データ統合処理システム」と記載されておりますが、これは市による直接の管理ではなく、事業者への委託による管理と考えてよろしいのでしょうか。

4点目は、資料1の「3 効果 (2) 業務の効率化 ア」に、「遠隔地からの支払の場合には早期の資金化が可能となる。」と記載されておりますが、この意味を詳しく説明してください。

5点目は、資料1の「5 セキュリティ」に記載されている「ファイアウォール」について、詳しく説明してください。

実施機関        1点目の「公金収納データ統合処理システム」については、市民等から納付される税以外の手数料も含め、会計管理者の口座に入金される全ての歳入を集約し、出納室が取り扱っている全ての公金を対象とするシステムとなります。

2点目の「各システム」については、税については税オンラインシステムにおいて市県民税、固定資産税、軽自動車税を取り扱っており、そのほか、主なシステムといたしましては、国民健康保険に係るシステム、住宅課、高齢福祉課、保育課、教育企画課の奨学金、生活安心課の墓園及び子ども家庭課の母子寡婦に係るシステムがあり、これらのシステムに収納情報を送信するということになります。

3点目の「公金収納データ統合処理システム」については、本市からの委

託により事業者が行うものです。

これはシステムの大きな流れの中で、市を収納機関として取り扱っているフロー図のため、このような表現となっております。

4点目の「早期の資金化」という表現の意味については、現在、収納代理機関であるみずほ銀行やゆうちょ銀行などは、日本全国の支店からの納付が可能であります。その収納情報が本市指定金融機関に到着するまでに2日から4日程度かかっております。

ペイジー収納を利用すると、システムを介して即時、収納情報が入ってきますので、納付情報の早期の処理が可能になるという意味で、このような表現をしております。

5点目の「ファイアウォール」については、組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されるのを防ぐシステムのことを意味しております。

D委員 「ペイジー」という言葉は、「ペイ」と「イージー」が縮まって「ペイジー」という言葉になったようですが、一般的なものなのですか。

実施機関 はい。

C委員 セキュリティの点について、いくつかお伺いします。

まず、先ほど説明していただいた資料1の「5 (2) パスワード」についてですが、操作できる人を限定するという説明でした。

その関係で資料1の「4 (1) 通信方法」に、「利用者番号とパスワードで認証した上で」と記載されておりますが、操作する人にだけ利用者番号を与えるということなのでしょうか。

実施機関 システムを利用する課において、正副2人程度の利用者を任命してもらい、個々に利用者コードを設定した上で、どちらがシステムを利用したかが分かる仕様にしていきたいと考えております。

C委員 システムは、各課2人しか利用できないと理解してよろしいのですね。

それぞれが、いつアクセスしたかも記録として残るということですね。

実施機関 はい。個人情報を取り扱うため、記録に残して、管理いたします。

C委員 次に、資料1の「5 (3) 個人情報保護の徹底」についてですが、システム事業者との契約に当たっては、個人情報の適正な管理についての条項が入るのは当然だと思っておりますが、今回、一般的な条項以外に規定しなければなら

ないシステム特有の条項はあるのでしょうか。

実施機関 セキュリティに関して特記する事項については、これまでも、コンビニエンス事業者に収納データの送信を行っていただいておりますが、このシステムにおける特別な点は、ペイジー収納の登録事業者に対して、ペイジー独特の機能である賦課情報とのマッチングのために、賦課情報を与えることです。

B委員 資料1の「4 (1) 通信方法」に、「USB等の媒体を介してデータを取り込む」と記載されておりますが、USBにウイルスが混入している可能性もあると思いますが、管理はどのように行っていくのでしょうか。

実施機関 現在も、庁内では、USB等の媒体はウイルスを除去したものを使用するよう指導されており、また、パスワード管理もしておりますので、コンピュータに接続した際に、アラーム表示が出るようになっております。

このシステムについても、ウイルス除去の上、認証されたUSB以外は使用できないようにするほか、利用者コードを持っていないとファイルが開かないように設定するなど、ウイルス対策を講じてまいります。

B委員 ウイルス対策のほか、担当者による情報流出事件が起きる可能性もありますが、防止措置は考えていますか。

USBは非常に簡単に持ち出せるので、いろいろな情報が漏れてしまう可能性があります。

むしろ直接ネットにつないでしまったほうが、セキュリティ上は問題がないのではないのでしょうか。

実施機関 本市としては、外部のホストコンピュータへの直接の接続は行わないことで仕様を統一しており、今回のシステムもそのような仕様としております。

USBに関しては、所属において、管理責任者となる係長が使用簿を用意し、職員が勝手に使用しないようチェックいたします。

B委員 分かりました。

それでは、出入力の管理や、メモリーの容量の内容、コピーの回数などの管理をすることも検討されるとよろしいのではないかと思います。

例えば、通常は書き込めないようにして、書き込む場合には許可を得ること、又はデータを読み込むときにも許可を得ることとするなど、細かく検討されるのがよろしいのではないかと思います。

E委員 別紙1と別紙2は、システムの概要の説明ですが、この審議会は個人情報の保護が適切に講じられているかどうかが一番の主眼となることから、資料1の「5 セキュリティ」や、B委員が御指摘されたようなUSBの問題が一番のポイントかもしれません。

要望ですが、別紙3として、個人情報の保護がどのように講じられているかが分かるような資料を1つ添付していただくと良かったのではないのでしょうか。

B委員 E委員から御指摘があったように、システムの導入と個人情報保護の関係が資料からは分かりにくいので、何を審議したらよいのかを改めてお聞きしたいと思います。

このシステムを導入すると、利用者の個人情報が事業者に渡ることになるので、その個人情報の保護について、どのような対策を講じるのかについて改めて御説明いただきたい。

実施機関 まず、別紙2の中央のMPN共同利用センターに対し、市からLGWANを通じて、賦課、収納及び口座振替データを送信し、そのデータを記憶してもらいます。

その際に、先ほど御説明したとおり、各システムから直接送信するのではなく、USB等の媒体を介して送信します。

次に、別紙2の左側のとおり、ペイジーを利用する場合、パソコン、携帯、ATMから、納付書に記載されたペイジーの専用番号を使用して納付が行われ、各金融機関からマルチペイメントネットワークを通じ、MPN共同利用センターへ納付情報が送付され、本市から提供済みのデータとのマッチングが行われます。

MPN共同利用センターにおいて、マッチング結果のデータをまとめ、LGWANを使用して市に毎日データを送信していただき、市では、これを元にUSB等の媒体を通じて各システムにデータを落とし、日計表を作成します。

MPN共同利用センターは、国や金融機関で定められたセキュリティの取扱いをいたしますので、ファイアウォールをはじめ、全国統一の基準で情報管理をいたします。

本市と事業者の通信回線であるL G W A Nは、通信速度が速いだけでなく、行政機関以外からは侵入ができない設定がされております。

また、本市の内部においては、先ほど御説明しましたセキュリティを施したU S B等の媒体で管理をいたします。

B委員 ネットワークについては、ファイアウォールがあるのでほぼ問題ないと思いますが、別紙2の一番のポイントは、各システムとL G W A Nに接続されたコンピュータをつないでいるところかと思えます。

個人情報が漏洩するとしたらこの接続からであり、コンピュータの管理やU S B等の媒体の管理を非常に厳密にしなければならないと思えます。

例えば、管理人がコンピュータとU S Bを全てリストで管理して、貸出ノートで随時状況を把握するような厳密な管理ができれば、非常に安心できるのではないかと思います。

コンピュータとU S Bの管理について、別紙3として資料を添付していただくと分かりやすかったのではないかと思います。

実施機関 L G W A Nに接続するコンピュータについては、運用予定の13課に直接配置する案と、情報政策課のみに配置する案がありますが、いずれにしても、パスワードを割り振られた特定の者しか操作できない方法で管理してまいります。

U S Bに関しては、庁内統一で管理しており、利用時も帳簿管理等により管理者から貸し出し、管理者に返却する方法で管理を行います。

B委員 各システムにつながるコンピュータ及びU S Bについては、端末又はU S Bごとに機種や番号、部署等が登録されていて、U S Bについては、容量も管理されていると良いのではないかと思います。

一番重要なのはU S Bの使用前後の容量だと思うのですが、それが抜き取られたりしないような形での管理ができていれば非常に良いのではないかと思います。

実施機関 U S B内のデータの操作は、利用権限のある職員が行いますので、完全にとは申しませんが、ログ情報も全て残りますので、管理は徹底しております。

B委員 今では、コピーしたり流出したりすれば、U S Bの容量やコピー回数の把握が確実にできるので、そのようなことを考えると良いのではないでしょう

か。

いずれにしても、ネットワークはほぼ問題ありませんので、別紙3として庁内のセキュリティ関係が整理されていたら良かったと思います。

E委員 本審議会の案件は、個人情報がいかに保護されているかというところが一番のポイントなので、委員が一番審議しやすい資料を作成していただきたい。事務局からも実施機関へ指導していただきたい。

会 長 この審議会で審議するのは、システムを導入するときに、そのシステムにおいて取り扱う個人情報が適切に管理されているかであり、システムの是非を論じるところではないので、それが明確に分かるように資料を作成していただきたい。

ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、これで質疑を終了いたします。

実施機関は退席をお願いします。

[実施機関（出納室）退室]

会 長 それでは、実施機関から御説明いただきました諮問第3号について審議するわけですが、最終的に問われているのは、本件のシステム導入において、個人情報の取扱いが適切に行われるかであると思います。

その点については、いろいろと御意見があり、もう少し分かりやすい資料の提示があると良かったのではないかという御意見もありましたが、直接問われるのは、説明していただいた公金収納データ統合処理システムの導入について、よろしいかどうかという判断になりますので、その点、委員の皆様からの御意見をお願いしたいと思います。

E委員 資料として、このシステムにおいて個人情報の保護がどのように講じられるのかが分かるものを添付してあれば分かりやすかったと思いますが、セキュリティ、USBの問題、LGWAN、ファイアウォール、契約書の特記事項など、口頭で一通りの説明をいただいた中で、一定の理解はしましたので、これから新たに資料を作成してもらったとしても、これ以上の新しい説明はないと思いますので、現在の資料で認める方向で良いのではないかと思います。

資料の作成については、次の審議会の課題にさせていただければと思います。

会 長  少し分かりにくい資料にはなっていましたが、実施機関に説明していただいた中で、個人情報の取扱いについては一応万全の対策を立てているという理解ができるということによろしいでしょうか。

委員  はい。

会 長  このような提案がありましたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

  [「異議なし」と言う人あり]

会 長  それでは、諮問第3号については認めることとしまして、ここで審議すべき事項は何かということをもう少し分かりやすく資料として提示していただくことは次の審議会の課題とすることにしたいと思います。

  答申については、委員の皆様の御意見を踏まえて、会長一任により作成させていただき、委員の皆様には答申案を事務局から後日送付いたしまして、指定の期日までに内容を確認していただくという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

  [「異議なし」と言う人あり]

会 長  それでは、そのような手順で進めたいと思いますので、よろしく願います。

### (3) 報告

会 長  それでは、次第の「3 報告」に移りたいと思います。

  個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告について、事務局から説明をお願いします。

  [事務局「個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告について」説明]

会 長  ありがとうございました。

  ただいま個人情報取扱事務の届出に係る事項につきまして、事務局から説明がありましたが、質疑等がありましたらお願いいたします。

E委員  3点質問します。

  まず、別紙2のNo.1 1以降、課名が変わる機構改革があるかと思いますが、議会が閉会していないため、部課設置条例が可決されていないのではないのでしょうか。

この時期にこのような案件を審議会に提出すると、議会軽視と言われかねないので、説明のときには、「これはまだ可決されておりましたが、閉会日に可決される予定で進めております。」ということを一言添えるべきではないのでしょうか。

事務局 委員の御指摘につきましては、地方自治法上、長の直近下位の内部組織の設置について条例で定めると規定されており、その直近下位の内部組織である部の組織再編ということであれば部課設置条例を改正するところではありますが、部は変わらず課の変更となりますと、行政組織規則の改正ということになりますので、議会の議決は要しないものとなっております。

E委員 分かりました。

次に、別紙4のNo.27, 28, 29についてですが、市民税課、納税課、資産税課において、同じ日付で全て埼玉県公安委員会へ提供しておりますが、これは同一人物についてでしょうか。

事務局 同一人物の個人情報について外部提供したものであります。

それぞれの所管課で持っている税情報に対して照会があったものであります。

A委員 分かりました。

最後に、別紙5のNo.7の利用先等の欄に、「北海道肝振総合振興局」と記載されておりますが、これは「肝振」ではなく「胆振」ではないでしょうか。

事務局 誤字ですので、訂正いたします。

会長 ほかにいかがでしょうか。

[「ありません」と言う人あり]

会長 それでは、以上で「報告」に関する質疑を終了いたします。

#### (4) その他

会長 次に、次第の「4 その他」ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

D委員 私は人権擁護委員ということで委員を務めさせていただいておりますが、3月31日でその任期が終わりますので、審議会の任期は2年ではありますが、任期途中で交代させていただくこととなります。

会長 それでは、事務局から何かありますか。

事務局            本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長            それでは、これで平成25年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会を終了いたします。

                    本日はありがとうございました。